

災害対策本部設置マニュアル

災害対策本部設置マニュアル

1. 配備体制の基準

台風・大雨の場合の配備基準

配備呼称	内容表示	準備時間	配備内容	配備要員
第1配備 災害警戒 体制	準備	強風、大雨、洪水、波浪等に関する特別警報・警報・注意報が発表され、災害が発生すると予想されるとき。	気象予報警報及び災害情報等の収集並びに、第2配備以降の動員体制の確保、その他災害応急対策の準備に関し必要最小限の対策要員を配備する。	第1配備要員
第2配備 災害対策 本部体制	警戒	暴風、大雨、洪水、波浪等に関する特別警報・警報・注意報が発表され、災害が発生すると予想されるとき、又は局地的な災害が突発したとき。	局地的な災害応急に対処し得る程度の要員を確保する。避難者をごく一時的（24時間以内）に収容保護出来る程度（炊き出し等を行わない。）の対策要員を配備する。	あらかじめ定められた職員が登庁
第3配備 災害対策 本部体制	非常警戒	町全域にわたって、風水害、大地震等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は町内全域にわたり甚大な被害が突発したとき。	町内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、若しくは常備配備できるよう待機体制をとる。	全職員

地震・津波の場合の配備基準

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
予備配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生した場合、又は津波注意報が発表された場合 ・その他町長が特に認めたとき 	情報の収集、連絡広報活動に従事し、必要であれば速やかに警戒配備体制に切り替える体制とする。	あらかじめ定められた職員が登庁
警戒配備 (非常警戒体制) 災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5以上の地震が発生した場合、又は津波警報等が発令された場合 ・重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合 	本部員全員をもって当たるもので、局地的災害に対しては、そのまま対策活動ができるように、また状況により直ちに救助活動、応急対策活動を開始できる完全な体制とする。	全職員

種 類	発 表 基 準
強風注意報	風速 15m以上で強風による被害が予想される場合
暴風警報	風速 25m以上で、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
大雨警報	浸水害 表面雨量指数基準 15 土砂災害（土壌雨量指数基準 168） (記録的短時間大雨情報 1時間雨量 120mm)
洪水警報	大雨警報の雨量基準に準ずる

2. 連絡要員の非常登庁

(1) 上記注意報及び警報等が発令されたときは、直ちに登庁後情報収集を行い、防災行政無線により広報する。

地震発生時の防災無線広報文

地震発生直後

瀬戸内町役場から地震情報をお知らせいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日（午前・午後）〇〇時〇〇分頃地震が発生しました。

町内の震度は次の通りです。古仁屋震度〇〇、加計呂麻震度〇〇、与路島震度〇〇、請島震度〇〇、

- 1 この地震による津波の心配はありません。
- 2 この地震により津波の発生が予想されます。海岸付近には絶対に近づかないでください。また、海岸付近にお住まいの方は、高台に避難するなど十分な警戒が必要です。避難の際地盤がゆるんでいることが予想されます。土砂崩れ等に注意し、できるだけ、傾斜の急な崖下を通らないようにしてください。

大雨警報時の防災無線広報文

瀬戸内町役場から大雨に関する警戒情報をお知らせいたします。

〇〇月〇〇日（午前・午後）〇〇時〇〇分現在、町内各地において、1時間に〇〇ミリの降雨があり、総雨量は多いところで〇〇ミリと、危険雨量に達しております。

特に、〇〇地区〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険雨量（とあって・をこえて）います。

なお、現在の降雨の見通しは、〇〇にかけて局地的に非常に激しい雨や、激しい雨の降る恐れがありますので、土砂災害や低い土地での浸水、河川の増水、落雷等に十分警戒して下さい。

(大雨特別警報発表時の雨量基準)

強い雨（20ミリ以上～30ミリ未満）

激しい雨（30ミリ以上～50ミリ未満）

非常に激しい雨（50ミリ以上～80ミリ未満）

猛烈な雨（80ミリ以上）

(土砂災害防止システム、県庁気象情報より判断)

(現在〇〇地区において浸水被害が発生しており、交通規制が行われています。) また、浸水被害が予想される家屋は、土納による水防作業を実施しますので、町役場 72-1111 までご連絡下さい。

3. 非常登庁要員

- (1) 総務課長補佐 (2) 人事行政係 (3) 危機管理係

4. 災害対策本部設置の連絡

(1) 設置の日時等

大島支庁総務企画課総務労政係 (0997-57-7212)

(2) 町内機関への連絡

大島支庁瀬戸内事務所 72-2111

瀬戸内消防分署 72-1190

瀬戸内警察署 72-0110

古仁屋海上保安署 72-2999

海上自衛隊奄美基地分遣隊 72-0250

陸上自衛隊瀬戸内分屯地 78-0301

5. 災害報告

- (1) 大島支庁総務企画課総務労政係 (0997-57-7212)

6. 災害対策本部閉鎖の連絡

(1) 閉鎖の日時等

大島支庁総務企画課総務労政係 (0997-57-7212)

(2) 町内機関への連絡

大島支庁瀬戸内事務所 72-2111

瀬戸内消防分署 72-1190

瀬戸内警察署 72-0110

古仁屋海上保安署 72-2999

海上自衛隊奄美基地分遣隊 72-0250

陸上自衛隊瀬戸内分屯地 78-0301